

寄贈のお礼



車いすを寄贈いただきました

2月3日（火）、パナソニック松愛会滋賀支部様から車いすを寄贈いただきました。パナソニック松愛会滋賀支部様は、毎年アルミ缶のプルタブを回収した収益で県内の自治体等に車いすを寄贈されており、日野町には平成27年に続き2回目となります。

また、今回寄贈いただいた車いすは、桜谷小学校の児童が長年地域の方と一緒に集められ、パナソニック松愛会滋賀支部様へ寄贈されたプルタブも含んだ収益で購入されています。

役場で大切に活用させていただきます。ありがとうございます。



バスケットボールを寄贈いただきました

2月24日（火）、東洋アルミニウム株式会社日野製造所様から、町内小学校にバスケットボールを寄贈いただきました。

この取り組みは、子どもたちの健全な育成のため、プロバスケットボールクラブ「滋賀レイクス」を運営する株式会社滋賀レイクス様を通じて、町内の小学校5校に10球ずつ、合計50球を寄贈いただいたものです。

各小学校で大切に活用させていただきます。ありがとうございます。



令和7年度近江米食味コンクール 優秀賞を受賞されました

1月31日（土）、能登川コミュニティセンターで令和7年度近江米食味コンクールの表彰が行われ、西明寺宮農組合が全国農業協同組合連合会滋賀県本部長表彰のみずかがみ部門優秀賞、壁田兼一さん（西大路）が環境こだわりコシヒカリ部門優秀賞、古道清さん（西大路）が近江米振興協会長表彰のみずかがみ部門優秀賞を受賞されました。

近年、夏季の異常高温等により品質確保が難しい状況の中、輝かしい成績を納められ、日野町の米のすばらしさをアピールいただきました。

この度の受賞、誠にありがとうございます。



春の全国交通安全運動が実施されます

4月6日（月）～4月15日（水）の期間、「春の全国交通安全運動」が実施されます。事故の防止と正しい交通マナーの習慣付けをめざし、重点項目を挙げ交通安全運動に取り組みます。

交通安全運動の重点項目

- ① 通学路・生活道路における子どもをはじめとする歩行者の安全確保
- ② 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- ③ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

覚えておきたい交通ルール

●路側帯について

路側帯は、歩道がない道路に歩行者の通行のために設置されたもので、車道との境

界部分は白線によって区画されています。

このスペースは、歩行者の通行の安全を図るためのものであり、原則、車両は通行できません。

自転車は路側帯を通行することができませんが、通行できるのは自分から見て左側の路側帯です。逆の路側帯を通行した場合、道路交通法第17条第1項の違反（3か月以下の懲役または5万円以下の罰金）の対象となります。



◆問い合わせ先

東近江警察署 交通課

074812410110

交通環境政策課 環境政策担当

074815216578

無料で貸し出しできます！

スポーツ備品 貸し出します！

ほかにもいろんな
備品があります！

カローリング



キンボール



スローイングビンゴ



ボッチャ



モルック

自治会の交流会、老人会や子ども会イベント、教育関係など
さまざまな行事で体験してみませんか。
借用希望される方は、生涯学習課までお問い合わせください！

◆問い合わせ先
日野町スポーツ協会事務局(生涯学習課内)
☎ 0748-52-6566

親子

ぶねすて

☆パパ・ママの子育て応援します☆

子どもたちと保護者のための楽しい
体験の場です。

子育てサポーターと一緒に、自由遊
びや工作、季節の行事を楽しみませ
んか？

●時 間：10時～11時30分

●場 所：保健センター(基本)

●対 象：未就園の子どもと保護者

●参加費：基本無料

●内 容：自由遊び・工作・運動会など

《年間予定日》

4月24日	5月15日	6月26日
7月24日	9月25日	10月23日
11月27日	12月4日	1月22日
2月26日	3月26日	

※参加には申し込みが必要です。お気
軽にお問い合わせください。

※日時や内容は変更になる場合があ
ります。

4月24日(金)は「こどもの日の工
作」をします。(4月3日(金)受付
開始)

◆問い合わせ先

教育委員会事務局 生涯学習課
☎ 0748-52-6566

小・中学校

日野町就学援助制度の ご案内

経済的な理由によって、小・中学校へ
の就学に必要なと認められる家庭
に対して、学用品費や給食費などの一部
を援助する制度を実施しています。
制度の利用を希望される方は、各学校
または学校教育課にご相談ください。

【対象】

町内に住所を有し、町内の小・中学校
および県立中学校に子どもが在籍する
家庭で、世帯全員の前年の所得合計が基
準以下の家庭など

【申請】

申請書に必要な事項を記入し、必要書類
を添えて各学校または学校教育課へ提
出してください(申請書は、各小・中
学校、学校教育課、町ホームページにあり
ます)。年度途中での申請も随時受け付
けています。認定され
た場合、申請月の翌月
から対象となります。



町ホームページ

◆問い合わせ先

教育委員会事務局 学校教育課
☎ 0748-52-6564